

(各団体) あて

平成 28 年 8 月 22 日
厚生労働省北海道労働局
国土交通省北海道運輸局
(公社) 北海道トラック協会

荷主企業に対する改善基準告示等の周知について（御依頼）

平素は格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

トラック運送業は我が国の国民生活及び経済活動を支える重要な産業ですが、長時間の荷待ち時間や契約にない附帯作業の要請等により、トラックドライバーの労働環境は厳しいものとなっており、人材確保の難しさにつながっています。

トラック運送事業者には守るべき労働時間のルール「改善基準告示」や荷主の指示等を背景とした過労運転等が見られる場合に、国土交通省が荷主名を公表する「荷主勧告制度」もありますが、その認知度はあまり高くないのが実情です。

このため、厚生労働省及び国土交通省、全日本トラック協会は、トラックドライバーの長時間労働改善に向けた取組の一環として、荷主の皆様に向けた「改善基準告示」及び「荷主勧告制度」に関するリーフレットを作成いたしました。

つきましては、貴団体の広報誌への掲載、開催行事での配布等、積極的な周知に御配意を賜りたく、お願い申し上げます。

《御問い合わせ先》

- 厚生労働省北海道労働局監督課
札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第一合同庁舎 9 階
☎011-709-2311 内線 3542
- 国土交通省北海道運輸局自動車交通部貨物課
札幌市中央区大通西 10 丁目 札幌第二合同庁舎
☎011-290-2743
- 北海道トラック協会業務部業務一課
札幌市中央区南 9 条西 1 丁目 1-10
☎011-511-9784

[参考：厚生労働省のホームページにおけるリーフレットの掲載箇所]

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/dl/160630-1.pdf>

改善基準告示・荷主勧告制度周知団体一覧

	団体名
1	一般社団法人北海道商工会議所連合会
2	北海道経済連合会
3	北海道中小企業団体中央会
4	北海道商工会連合会
5	北海道労働基準協会連合会
6	陸上貨物運送事業労働災害防止協会 北海道支部
7	建設業労働災害防止協会 北海道支部